

奈良県広域水道企業団議会令和8年2月定例会提出

令和7年度補正予算案その他

奈良県広域水道企業団

(令和8年2月26日提出)

目 次

議第40号	令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計補正予算……	1
議第41号	奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の一部を改正する条例……	4
議第42号	奈良県広域水道企業団公平委員会の選任について……	5
報第8号	放棄した債権の報告について……	6

議第40号

令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を、次の
ように定める。

令和8年2月26日提出

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計の補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度奈良県広域水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」と
いう。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（6）主要な建設改良工事（既決予定量）（補正予定量）（計）

ア 広域化施設の整備

（ア）基幹浄水場の整備 3,355,770千円 473,000千円 3,828,770千円

（イ）基幹管路の整備 2,873,631千円 1,140,000千円 4,013,631千円

イ 経年施設の更新整備

（ア）市町村の管路等

の更新・耐震化 9,058,447千円 893,961千円 9,952,408千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出に対し不足する
額19,169,707千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額
547,593千円、建設改良積立金3,000,000千円、減債積立金1,184,671千円及
び過年度損益勘定留保資金14,437,443千円で補てんするものとする。」を「
資本的収入額が資本的支出に対し不足する額21,615,186千円は、当年度消費
税及び地方消費税資本的収支調整額547,593千円、建設改良積立金3,000,000
千円、減債積立金1,184,671千円及び過年度損益勘定留保資金16,882,922千
円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次の
とおり補正する。

（科目）（既決予定額）（補正予定額）（計）

収入

第1款 資本的収入 5,209,968千円 639,302千円 5,849,270千円

第2項 補助金 2,362,810千円 639,302千円 3,002,112千円

支出

第1款 資本的支出 24,379,675千円 3,084,781千円 27,464,456千円

第1項 建設改良費 20,420,154千円 3,084,781千円 23,504,935千円

(継続費の補正)

第4条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	浄水施設改良事業 (大淀事務所)	千円		千円
			6,524,000	令和7年度	370,000
				令和8年度	211,000
				令和9年度	952,000
				令和10年度	912,000
				令和11年度	336,000
				令和12年度	640,000
				令和13年度	578,000
				令和14年度	936,000
	令和15年度	815,000			
	令和16年度	774,000			

変更

款	項	事業名	既決予定額			補正予定額				
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額		
資本的支出	建設改良費	取水施設改良事業 (広域水道センター)	千円		千円	千円		千円		
			488,770	令和7年度	0	457,071	令和7年度	0		
				令和8年度	395,561		令和8年度	363,862		
		令和9年度	93,209		令和9年度	93,209				
		建設改良費	浄水施設改良事業 (広域水道センター)	2,673,697	令和7年度	189,266	1,216,107	令和7年度	257,266	
					令和8年度	1,335,396		令和8年度	893,956	
					令和9年度	1,149,035		令和9年度	64,885	
			建設改良費	送水施設改良事業 (広域水道センター)	5,306,404	令和7年度	330,792	5,486,658	令和7年度	360,792
						令和8年度	2,124,666		令和8年度	900,620
						令和9年度	1,427,446		令和9年度	1,317,934
			令和10年度	1,423,500		令和10年度	847,688			
						令和11年度	956,250			
					令和12年度	1,103,374				

	配水施設改良事業 (大淀事務所)	316,274	令和7年度	62,488	316,274	令和7年度	198,847
			令和8年度	229,325		令和8年度	92,966
			令和9年度	24,461		令和9年度	24,461

議第41号

奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の一部改正について

奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の一部を改正する条例

第6条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「（前項に規定する場合における同項に規定する指定を受けた者を含む。次条第3項及び第34条第2項において同じ。）」を加え、「前項本文」を「第1項本文又は前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 災害その他非常の場合において、企業長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該他の市町村長又は当該他の市町村長が指定した者に施行させることができる。

第32条第1項の表中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

第37条第2号中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同条第3号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第42号

公平委員会委員の選任について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

令和8年2月26日提出

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

記

(学識) 氏名 生年月日 住所

(弁護士) 氏名 生年月日 住所

(元公務員) 氏名 生年月日 住所

報第8号

放棄した債権の報告について

奈良県広域水道企業団債権管理条例(令和7年2月条例第34号)第16条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項及び奈良県広域水道企業団債権管理条例施行規程(令和7年3月企業管理規程第35号)第5条の規定により報告する。

令和8年2月26日 提出

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

1. 債権の名称 水道料金
2. 債権を放棄した日 令和8年1月30日
3. 債権を放棄した債務者数、金額 延べ6,980人 金286,098,814円
理由ごとの金額、債務者数については別表のとおり

別表

奈良県広域水道企業団債権管理条例 第16条第1項 該当規程 [理由]	債務者数 (延べ人数)	放棄した債権の金額
第1号 [消滅時効に係る期間経過]	6,932人	281,115,310円
第2号 [債務者死亡し、相続を限定承認]	0人	0円
第3号 [破産のほか法令の規定による免責]	48人	4,983,504円
第4号 [徴収停止後、回収の見込み無し]	0人	0円